

印紙税法第5条第3号  
の規定により印紙は  
ちょう付しない。

特別貸付

借用証書

貸付種類 (災害家財・医療・入学・修学・結婚・葬祭) 貸付

貸付番号 \_\_\_\_\_ 号

貸付金額 金 \_\_\_\_\_ 万円

上記金額を横浜市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び横浜市職員共済組合貸付規程実施細則（以下「細則」という。）を承知の上、次の条件により借用しました。

第1条 利息は年 \_\_\_\_\_ パーセントとし、規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。

第2条 貸付金及び利息は、規程第13条の規定により \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月までに所定の償還表により償還する。

第3条 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当するものの支給を受けるとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他規程及び細則に違反したとき。

第4条 前条に定める事由の他、破産手続開始の申立て、小規模個人再生手続開始の申立て、給与所得者等再生手続開始の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何らの通知催告を要せずに期限の利益を失う。

第5条 借受人は、前2条の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、給与、退職手当又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。

第6条 この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、横浜市職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。

第7条 この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。

第8条 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意する。

横浜市職員共済組合理事長

共済組合が記入します。

※ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

借受人 住所 横浜市中区本町6-50-1

(捨印欄)

共済

所属 000 局・区 000 課

職員番号 1234567

氏名 共済 太郎

共済印

(注) 1 アラビア数字で記入のこと。

2 ※印の欄は記入しないでください。

(A4)